

改正

令和3年3月23日告示第14号

坂城町クラウドファンディング活用支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、クラウドファンディングを活用して事業を行う創業者及び中小企業者を支援することにより、町内における新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化、需要の開拓その他の新たな事業の創出を促進し、地域経済の活性化を図るため、予算の範囲内で坂城町クラウドファンディング活用支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和51年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クラウドファンディング インターネットを介して、不特定多数の者から資金を調達する仕組みをいう。
- (2) クラウドファンディング仲介事業者 クラウドファンディングによる資金調達のための環境を提供する事業者で、次の各号のいずれの要件も満たすものをいう。（以下「仲介事業者」という。）
 - ア 設立後2年以上が経過していること。
 - イ 国内に本社を有すること。
 - ウ 第5条第1項の申請前1年間において、10件以上のクラウドファンディングによる資金調達実績があること。
- (3) 創業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第3項各号に規定する者をいう。
- (4) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、クラウドファンディングを活用して事業を実施する創業者又は事業開始から5年を経過していない中小企業者で次の要

件を満たすものとする。

- (1) 町内に住所（法人にあっては、事業所）を有すること。
- (2) クラウドファンディングを活用して実施する事業について、坂城町商工会の推薦を受けていること。
- (3) 補助金の交付を受けてから5年以上、町内において経営を続けることができると見込まれること。
- (4) 町税に滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、町税を滞納している者は、補助対象者としな

（補助対象経費及び補助金の額等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者がクラウドファンディングを利用した際に、仲介事業者に支払う組成手数料及び、掲載手数料、決済手数料、その他手数料とする。ただし、当該経費に係る消費税及び地方消費税を除く。

2 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 補助率は、補助対象経費の2分の1以内とし、限度額を50万円とする。
- (2) 前号の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

3 同一の補助対象者に対する補助金の交付は、同一年度内において、1回を原則とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「交付申請者」という。）は、坂城町クラウドファンディング活用支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- (1) クラウドファンディング活用事業計画書
- (2) 仲介事業者との契約書又はこれに類する契約内容等が分かる書類の写し
- (3) 坂城町商工会の推薦書
- (4) その他町長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、坂城町クラウドファンディング活用支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により交付申請者に通知するものとする。

（変更承認申請）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、クラウドファンディングの内容を変更しようとするときは、坂城町クラウドファンディング活用支援補助金変更承認申請書（様式第3号）を提出し、承認を受けるものとする。

（変更承認決定）

第8条 前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金の交付の変更を決定したときは、坂城町クラウドファンディング活用支援補助金変更承認書（様式第4号）により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、坂城町クラウドファンディング活用支援補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- （1） 補助対象経費に係る領収書の写し
- （2） その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する実績報告書の提出期限は、クラウドファンディングによる募集を開始した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の確定）

第10条 前条第1項の規定による実績報告書を審査し、その内容が補助金の交付申請の内容及び交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、坂城町クラウドファンディング活用支援補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、坂城町クラウドファンディング活用支援補助金請求書（様式第7号）を提出するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 補助事業者が規則第15条第1項各号に該当した場合のほか、この要綱の規定に違反したときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

2 資金調達が目標に到達しない等の理由により第3条第1項第2号の事業を実施しない場合には、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助事業者に対し、坂城町クラウドファンディング活用支援補助金取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて既に交付された補助金を返還させるものとする。

(クラウドファンディングに係る報告)

第14条 町長は、補助金の効果を確認するため、補助金の交付後5年間、補助事業者に対し、補助金に係るクラウドファンディングの実施状況及びこれを活用した事業について必要な報告を求めることができる。

2 補助事業者は、前項の求めがあったときは、速やかに報告をするものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月23日告示第14号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式 (省略)